

授業料減免等の申請について

1 授業料減免の対象となる場合

学資負担者（※1）が、次のいずれかに該当する場合に審査のうえ、授業料の減免を受けることができます。また、審査の結果、減免とならなかった場合でも申請に基づき授業料を分割で納入することができます。（2）（3）（4）については、対象となるのは大学院生及び2019年度以前入学の学部生のみとなります。

なお、奨学金その他の給付金を受ける者で、奨学金等の支給額の合計が年間の授業料相当額を超える場合には授業料の減免対象とはなりません。（日本学生支援機構の第1種・第2種の貸与は除く。）

- （1）天災その他不慮の災害を受けたとき
- （2）死亡、又は疾病にかかっているとき
- （3）失業しているとき
- （4）経済的理由により納入することが困難なとき

※1 学資負担者とは、原則両親となります。

2 申請書類

- （1）授業料減免等申請書 1部
- （2）同一生計者（※2）全員の所得に関する証明書（所得課税証明書・確定申告書等）
- （3）住民票（学資負担者と同居している者全員）
- （4）各種証明書等（別表の提出書類一覧表のうち該当するもの全て）

※2 同一生計者とは、学資負担者と同居している者、就学・病気療養等により学資負担者と一時的に別居中である者です。（学資負担者の単身赴任による一時的な別居については、同一生計とみなします。）

3 申請書類の申請期間、申請時間及び申請場所

申請期間	申請期間：令和8年8月21日（金）～令和8年9月25日（金） 申請時間：各日 8時45分 ～ 17時30分
申請場所	教育グループ学生支援チーム（事務棟1階）

注1. 土曜日、日曜日及び祝日は申請を受け付けません。

注2. 郵送の場合は、令和8年9月25日消印有効。

注3. 申請期間を過ぎた申請書は、一切受理いたしません。ご注意ください。

4 その他

(1) 授業料減免等申請書は記入漏れがないように、また添付書類に不備がないようにしてください。(添付書類については別紙提出書類一覧表で確認してください)

(2) 授業料減免等申請書の理由書は、丁寧かつ7割以上の分量を記入してください。分量が少ない場合には、減免又は分割納入とならない場合があります。

(3) 授業料の減免が許可された場合は、納入すべき半期授業料の全額、半額、3分の1又は4分の1を減免します。また、減免とならなかった場合でも、申請に基づき分割して納入することができます。

(※天災その他不慮の災害以外での減免は原則半期授業料の半額、3分の1又は4分の1となります。)

(4) 授業料減免等の申請をした場合、後期授業料(10月27日)の口座自動引落しはいたしません。審査決定後、授業料を11月27日に口座自動引落しをいたします。

(5) 審査の結果、減免とならず分割での納入を希望している場合の納入期日は、11月30日、1月4日、2月1日、2月22日の4回となります。

(6) 【重要】11月上～中旬に保証人宛に授業料減免等決定通知書を郵送いたします。

(7) 記載内容に虚偽が判明した場合は、減免又は分割の許可を取り消すこととなりますのでご注意ください。

(8) 申請関係書類で取得した情報は、授業料減免等審査及び判定業務のために利用され、その他の目的には利用されません。

(9) 授業料減免に関する問い合わせ窓口

教育グループ学生支援チーム(事務棟1階) Tel 027-344-6262

★提出書類一覧表

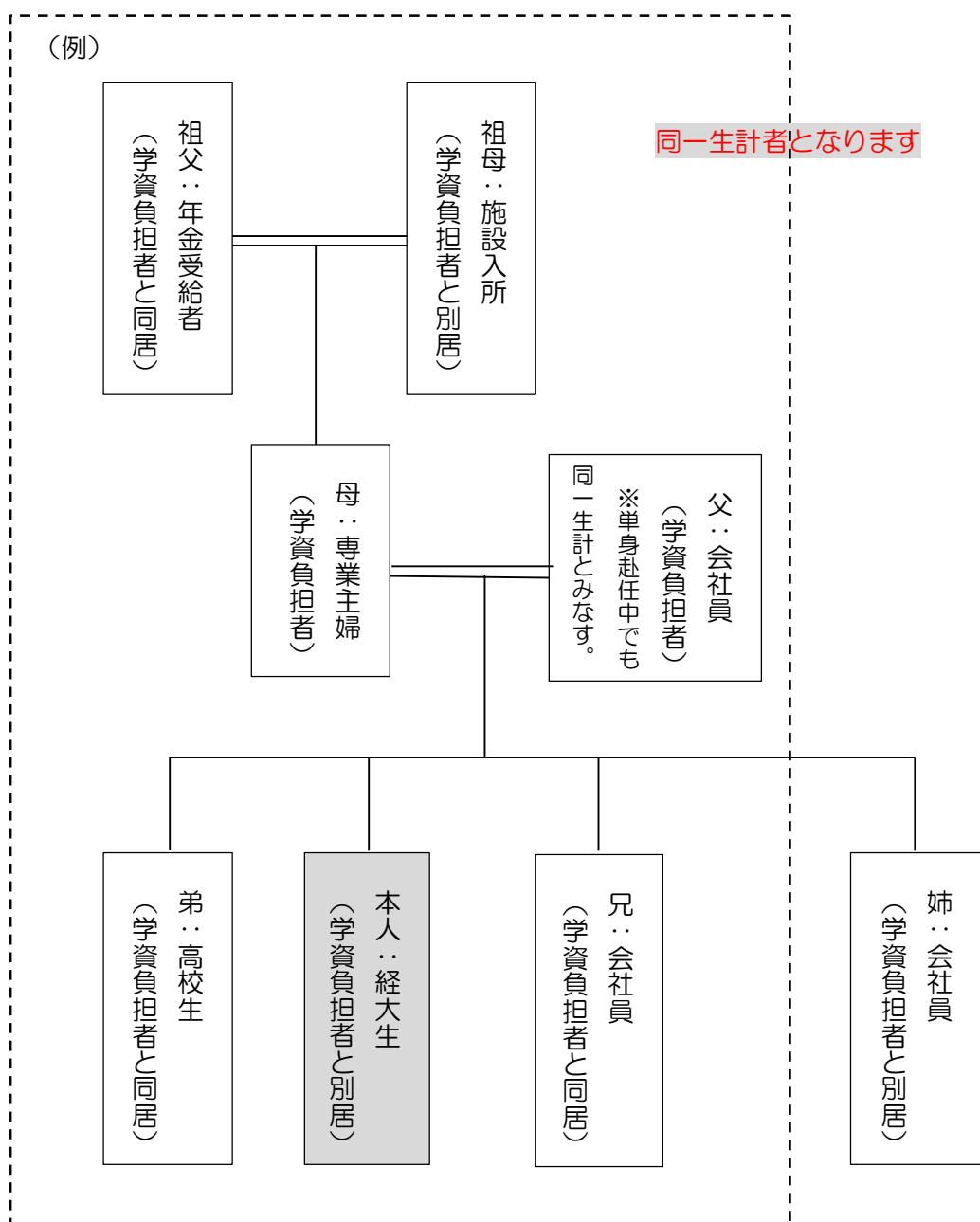
書類の名称等	配布先	注意事項・必須事項など	対象者
①授業料減免等申請書	大学ホームページ 学生支援チーム	理由書の部分は丁寧かつ7割以上の分量を目安に記入してください。	全員
②所得に関する証明書のいずれか ・所得課税証明書 ・確定申告書の控え ・源泉徴収票	市区町村 税務署など 勤務先	同一生計者全員の所得に関する証明書を提出してください。全く収入がない場合は所得課税証明書を提出してください。	
③住民票	市区町村	同一生計者全員が記載されているもの (就学者で住民票を移した者の分は不要)	
④雇用保険受給資格者証(表・裏)(写)	ハローワーク	失業給付金を受給している場合 ※基本日額、残日数が記載されているものの写しを提出してください。	該当者のみ
⑤生活保護受給証明書	福祉事務所	学資負担者が生活保護を受給しているとき	
⑥在学証明書又は学生証(写し可)	各就学者の学校	本学学生以外で就学者がいるとき (小・中学生は不要)	
⑦障害者手帳等(写し可)	各都道府県 各市区町村	同一生計者の中で障害をもった者がいるとき(障害の程度がわかるもの)	
⑧全部事項証明書	各市区町村	父子家庭・母子家庭のとき (死亡・離別が確認できるもの)	
⑨学資負担者の別居	市区町村など	学資負担者が単身赴任などで居住を共にしない場合⇒住居費・光熱費などが証明できる直近3ヶ月分の書類	
⑩年金決定(改定)通知書	日本年金機構	同一生計者の中で受給しているとき(遺族・障害年金も含む)	
⑪長期療養している証明書	医療機関など	同一生計者の中で6か月以上の長期療養者が今後も継続して療養する場合(見込を含む) ⇒領収書のコピーなど金額がわかるもの	
⑫り災証明書	市区町村	天災その他不慮の災害を受けたとき	

申請期間内に提出書類が揃わない場合は、審査対象になりませんのでご注意ください。

証明書等は、原則として発行後3ヵ月以内のものを提出してください。

一度受け付けた書類は返却いたしませんので、必要な方は提出前にコピーを取っておいてください。

授業料減免制度における同一生計の定義について



1 同一生計に該当しない場合

- (1) 就職や結婚等により、学資負担者（単身赴任を除く）と別居独立している兄弟姉妹
- (2) 学資負担者（単身赴任を除く）と別居している祖父母（施設入所等は除く）

2 独立生計者とは

単に両親からの仕送りはなくアルバイト収入と奨学金で生活しているだけでは独立生計者とは認められません。次の全てを満たし、本人が被保険者である健康保険証（写）、所得課税証明書を提出できる場合に限り、独立生計者として申請できます。

- (1) 所得税法上、父母等の扶養でないこと
- (2) 父母と別居していること
- (3) 本人に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得課税証明書が発行されるもの